

JNATIP 内閣府および関係省庁との意見交換会 (2013年9月30日 10:30-12:00) @内閣府

参加者：内閣側：千野参事官、淡路参事官補佐ほか、内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省より計 20 名

JNATIP 側：大津・吉田 (JNATIP)、鳥井 (移住連)、原 (IMADR)、K (ポラリス)、山岡 (NFSJ) 計 6 名 以下、敬称略

【テーマ】外国人技能実習生問題——人身取引被害者認定および被害者救済策について

【開催の経緯】

これに先立つ7月25日に、6月末のJNATIPシンポで採択された「要請書」をもとに千野参事官ら内閣官房と話し合った結果、人身売買問題の幅広い分野のうち、各問題ごとに焦点を当てて、具体的かつ実効的な解決を目指そうという合意がなされた。今回はこれを受けて開催された第1回目で、「外国人技能実習生問題」に焦点を絞り、移住連の鳥井氏から事前に具体的な資料の提出を行い、これを政府側出席者は事前に検討した上で会議に臨んだ。なお第2回目の意見交換会として、11月27日に今度は「性的搾取問題」について話し合う予定。

【議論の概要】

現在、外国人技能実習の現場では多くの人権侵害、労基法違反が行われ、国際的にも「人身売買」であるとの批判を受けているにもかかわらず、「人身取引被害者」としての認定が一件もなされていない。これはなぜなのか？ また、奴隷的搾取労働がまかりとおっているこの現状を打破するためにはどうすればいいのか？

①保証金問題

鳥井氏より、最近のケースの説明。また、主に中国の送り出し機関が出国前に実習生に課す「保証金」が、実習生に実習先での逃亡や権利主張をためらわせ、結果的に、日本の雇用主の横暴、搾取を助長している現状の説明。「強制帰国」の脅しとセットになっている保証金が、技能実習生と雇用主の関係にどのような影響力を持つのか、これまで内閣府も法務省もあまり理解していなかったようだが、鳥井氏の重ねての説明で、かなり理解が進んだように見える。

政府としてはこれまで、法律を改正して(=2010年入管法改正)「保証金」を禁止したのだから、これをいまだに課している中国側の問題である、という捉え方だったようだ。けれども保証金は、送り出し機関にとっては実習生帰国後に返金するのが原則であり、むしろ受け入れ側である日本の雇用主が得する制度だということについて、今回理解が進んだ。今後は、保証金問題をいかに日本側の問題として認識し、もっと踏み込んだ有効な対策を取っていけるか、そのためにJNATIPの側も知恵を出せるか、ということが問われるだろう。

また、保証金を課す際に暴力・脅迫などが伴っているのか、伴うなら人身取引と言えるかもしれない、という誤解もあった。現在の人身売買は、最初にリクルートされる段階では強制されていない場合も多く、今はむしろ被害者側が進んでそのような状況に陥ることもある、という点について、理解が共有されていないと感じた。

②被害者認定

事前に提出したケース資料だけでは、それが人身取引に当たるかどうかは判断できない、ということだった。しかし参事官は「今後は、そのときに進行中の事例を早く国に連絡してくれたら、すぐに調査する」と約束した。これは今回の話し合いの大きな進展だと思う。

また、人身取引被害者としての認定は、なかなか一筋縄ではいかないとあらためて感じた。特に、過去の事例については「暴力」「脅迫」「監禁」などの要素が伴っているかどうかを何度も問われたことから、政府側にはイメージとして、「人身取引」とはこうあるもの、という先入観が根強くある印象を受けた。

「人身取引」が実際に諸外国ではどのように捉えられているのか（暴力が伴わないケースもあるのか、など）、もう少し具体的に JNATIP 側からも提示できるものがあればいいのかもしれない。

「被害者」と認めるからには「加害者」が存在しなければならない、という政府側の考えも見え隠れした。各段階で関係者が少しずつ加担して被害を作り出しているのが実情だが、必ずしも関係者同士が「共謀」関係になく、加害者をピンポイントで指摘できないという、この問題の難しさをあらためて感じた。

以上 （文責：NFSJ 山岡）